

甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、甲賀市人権尊重のまちづくり条例（平成16年甲賀市条例第196号）の理念に基づき、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが大切なパートナー又は家族とともにその人らしく人生を歩んでいけるように支援することにより、明るく住みよい人権尊重のまちの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）が戸籍上の性別と異なる者等をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に尊重し、協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2者の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、一方又は双方の子、親等の近親者（直系血族、3親等以内の傍系血族又は直系姻族をいう。以下同じ。）その他市長が認める者と、生計が同一であり家族として協力し合う関係をいう。
- (4) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成しようとする者のうち、パートナーシップ関係にある2人以外の者をいう。
- (5) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを誓い、市長に対してこれを表明することをいう。

(対象者)

第3条 宣誓をすることができる者は、宣誓をしようとする日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップを宣誓しようとする者の一方又は双方が性的マイノリティであること。
- (2) パートナーシップにある両当事者（以下「両当事者」という。）がともに

民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

(3) 両当事者の少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は3月以内に市内への転入を予定していること。

(4) 両当事者がともに配偶者（婚姻届の提出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと、かつ、宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップ関係にないこと。

(5) 両当事者が近親者でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者は除く。

(6) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者は、両当事者の一方又は双方のファミリーシップ対象者と生計が同一であること。

(7) 前号のファミリーシップ対象者において、15歳以上の者については本人同意、15歳未満の者については親権者の同意があること。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（続柄の記載があるものに限る。）

(2) 両当事者がともに市内に住所を有していないときは、少なくともいずれか一方が市内への転入を予定していることを確認できる資料等

(3) 両当事者が現に婚姻をしていないことを証明する書類

(4) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、ファミリーシップ対象者との関係及び生計が同一であることを確認できる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓書は、宣誓をしようとする者が自署し必要事項を記入しなければならない。

ただし、本人が記入することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

（本人確認）

第5条 市長は、パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓の際には、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

- (2) 旅券（パスポート）
- (3) 運転免許証
- (4) 在留カード
- (5) その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明証等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者に氏名を使用し難い特別の事情があると市長が認めるときは、宣誓書及び次条に規定する受領証等に氏名に代えて通称名（戸籍上の氏名以外の呼称であって社会生活上通用していると認められるものをいう。以下同じ。）を使用することができる。この場合において、通称名を使用する者は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を当該宣誓書に添付するものとする。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、宣誓書の提出があったときは、その宣誓の要件を審査し、適当であると認めるときは、当該宣誓書を提出した者（以下「宣誓者」という。）に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下これらを「受領証等」という。）に当該宣誓書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、前条の規定により通称名が使用されているときは、通称名とともに戸籍に記載されている氏名（日本国籍を有していない者の場合にあっては、これに準ずるもの）を受領証等に記載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、宣誓者の双方が市内に住所を有していないときは、受領証等に代えてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度転入予定受付票（様式第4号。以下「転入予定受付票」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により転入予定受付票を交付された宣誓者のうち一方又は双方が転入したときは、本市に転入した日から起算して14日以内に、転入予定受付票を返還し、転入したことを証明する書類を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、宣誓者の一方又は双方が市内に住所を有することを確認できたときは、受領証等を交付するものとする。

(受領証等の失効及び返還)

第8条 受領証等は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由の発生時に失効する。ただし、第2号に該当する場合において、引き続きファミリーシップの継続を希望する場合は、この限りでない。

- (1) 両当事者の意思によりパートナーシップ関係を解消したとき。
- (2) 両当事者の一方が死亡したとき。
- (3) 両当事者がともに本市に住所を有しなくなったとき。
- (4) 両当事者の少なくともいずれか一方が第3条第4号に該当しなくなったとき。
- (5) 受領証等を改ざんし、又は不正に使用したことが判明したとき。
- (6) 宣誓書を提出した時点において当事者が第3条各号に規定する要件に該当していなかったことが判明したとき。
- (7) 虚偽その他不正な方法により、受領証等の交付を受けたとき。

2 受領証等の交付を受けた者は、前項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当したときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第5号)に失効した受領証等を添付して、市長に直ちに返還しなければならない。

3 市長は、第1項第5号から第7号までの規定のいずれかに該当したときは、受領証等の交付を受けた者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ受領証等失効決定通知書(様式第6号)により通知し、交付した受領証等の返還を求めるものとする。

4 第2項の返還届は、当事者が自署しなければならない。ただし、両当事者の一方又は双方が当該返還届に自署することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

5 市長は、必要があると認めるときは、失効を決定したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。

(配慮事項)

第9条 市長は、第1条の目的に鑑み、特に必要と認めた場合は、宣誓者の意思を尊重し、柔軟できめ細やかな取り扱いに努めるものとする。

2 本事業の実施に当たり、職員は宣誓者の意思を尊重し、プライバシーに十分配

慮するとともに、職務上知り得た個人情報については、秘密保持を厳守しなければならない。その職を退いた後も、同様とする。

(市民及び事業者への周知)

第10条 市長は、宣誓の趣旨が十分に理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

(宣誓書及び関係書類の保存期間)

第11条 市長は、第8条第2項の規定により受領証等が返還された日又は宣誓者が同条第1項各号に該当すると市長が認めた日のどちらか早い日から起算して5年を経過する日まで宣誓書その他関係書類を保存するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、令和6年 月 日から施行する。